

皆で守ろう 豊かな大地

No.118

大 潟 土 地 改 良 区 広 報

令和4年5月2日発行



# みどり 水土里ネット 大潟



土地改良区概要	受益面積	組合員数	理 事	監 事	総 代
	11,764.8ha	1,352名	11名	3名	103名

編集・発行

大潟土地改良区

南秋田郡大潟村字中央3番地9 FAX(0185)45-2412  
URL <http://member.ogata.or.jp/~dokai/> E-mail [dokai@ogata.or.jp](mailto:dokai@ogata.or.jp)

● 総務課 TEL(0185)45-2118  
● 事業課 TEL(0185)45-2523

● 定額助成 (暗渠・区画) TEL(0185)47-7800

第119回

# 通常総代会

今野理事長 挨拶



日頃より総代及び組合員の皆様には土地改良区の業務運営に格別のご理解とご支援をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

特に平成二十八年年度から土地改良区が事業主体となってスタートした暗渠・区画拡大については今年度も多数の組合員のご参加を頂きありがとうございます。令和四年度も五億円の予算を計上しており暗渠・区画拡大による圃場の汎用性向上に貢献できるものと思っております。

今、世界的な異常気象の多発、新型コロナウイルス禍による需給の変動、更にウクライナ危機などにより日本の食料安全保障へのリスクは高まっております。現在、食料自給率は三七%ですが、政府は二〇三〇年にこれを四五%に引き上げる目標を示しております。ご承知の様に大潟村で米以外の農作物を栽培し生産力向上を図るためには暗渠による排水が不可欠であります。

近年大潟村の栽培作物の一つである湿害に弱い小麦の作付面積が確実に増え、収量も増加しているのは暗渠排水により圃場条件が大幅に改善されている証左であります。

大潟村では総合村づくり後期基本計画で高収益作物の生産への挑戦を掲げ、しなやかで強く、競争力のある農業の確立を施策の一つ

としており、区画拡大や暗渠事業はこの施策に貢献出来るものであります。また、輸入に頼っている小麦や大豆の増産にも大きな効果があることから、食料安全保障にも寄与するものと思っております。

このことから、土地改良区では効率的且つ持続的・安定的な大潟村農業・農村の発展には生産基盤の強化が必要であると判断し、引き続き農地耕作条件改善事業を推進してまいります。

次に国営事業ですが、昨年九月よりE1支線排水路への沈砂池設置工事が始まりました。村内で最も軟弱な地盤での工事であることから安全に配慮し工事を進めております。今年度は九月以降に再開する予定と聞いております。

また、幹線水路の工事については、A1-1、A1-4の測量設計を終え四年度にA1-4の一部区間を着工する予定となっております。

更に、小用水路の国営付帯県営事業ですが、パイプライン化に向け現在調査設計段階であります。幹線水路の完成後毎に着工の予定で早ければ令和六年度の着工見込みです。

以前より懸案としていた八郎潟基幹施設管理事務所の事業費軽減については秋田県の計らいにより令和四年度からストックマネジメ

ント事業を適用し防潮水門の操作設備更新と南部排水機場のポンプ点検整備を行うこととなりました。

これにより、大潟村には事業費の八・八%を負担していただくこととなりますが、ご承諾を頂き感謝申し上げます。土地改良区の負担は二・二%で一七・八%の減、金額では五千万円の軽減となります。

さて、本日審議していただく議案は、ご案内の通り事業計画の変更及び令和四年度の事業計画と予算を含む一九議案でございます。すべての議案は、各委員会、理事会で審議を重ね全会一致での提案であります。総代の皆様方には慎重なる審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

土地改良区は地域農業を支える団体として、各種制度・事業を導入し組合員の負担軽減を図り、健全な業務運営に努めて参りますので今後とも一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

むすびに、これから春作業が始まり多忙な時期となりますが、怪我や事故もなく豊稔の秋を迎えることを祈念して挨拶に代えさせていただきます。本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。

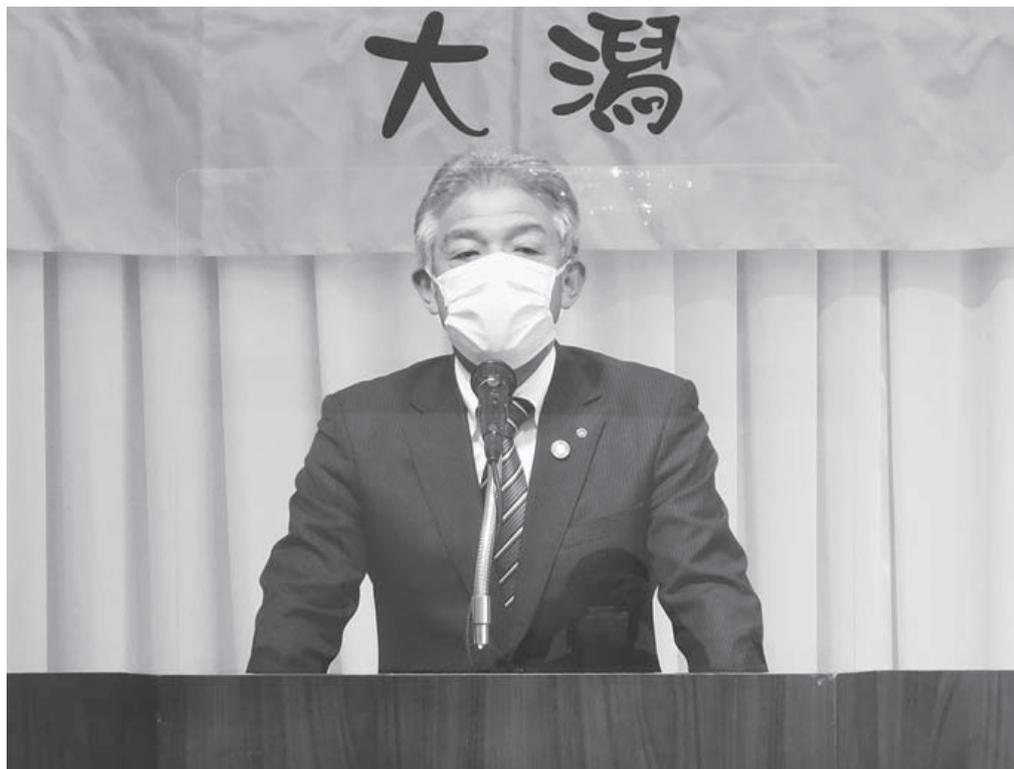
例年以上の長い雪の季節を終え、一気に春作業の準備に迫られる中、総代の皆様におかれましては改選後初めての総代会にご出席

くださり誠にありがとうございます。後程ご挨拶をお願い致します。

また、高橋村長には年度末を控え公務ご多忙にも拘わらず、ご臨席賜りありがとうございます。後程ご挨拶をお願い致します。

# 来賓祝辞

大潟村長 高橋 浩人



今年の冬、大雪でどうなるかと思っておりましたが、雪もすつかり溶け、春作業が本格化しているところと思います。

昨年、米価下落の大きな影響があったかと思えます。昨日の農業新聞でも大潟村の米価下落が報じられておりました。ただ、村においてはリノベーション事業やナラシ対策、収入保険等に取り組んでいる農家には大幅な影響という所まではいかないかと思っております。一切そうしたものに加入していない農家もおりまして、主食用米だけを栽培し、ナラシ対策等に入っていない人もおりますので、そうした方においては大きな影響にならないを得ないと思えます。是非皆様方においては、生産調整に取り組んでいただきながら、各種対策に加入して収入の安定化を進めていただきたいと思えます。改めて皆様方をお願い申し上げます。

農地・水についてですが、昨年から三千万円ほど予算を増やすことが出来ました。事務局人員も増やすということで、現在役場の一階に事務局を構えておりますが、来年度から二階の農業委員会の横に農地・水の事務局を移転します。のでよろしく願います。特にその中で、田んぼダム事業を

皆さんに取り組んでいただくことに力を入れております。今までの木の板を配布していたのをプラスチック板にして配布することになりました。すぐ全員に配布は出来ませんが、希望される方には順次プラスチック板を配布して田んぼダムへの取り組みをお願いしていきますので是非活用していただきたいと思います。

大雨の時に田んぼから全て排水されれば、排水機場のポンプに負荷がかかります。また、田んぼダム事業の取り組みが五割以上になると、交付金が増える農家の皆さんへの活用も出来ることとなりますのでどうかよろしく願います。

他に増えた部分では、堤防沿い農道の除伐も進めようとしております。今回はA地区ですが、除伐することにより、ほ場への害虫や病気の軽減、通行に支障の無いよう農地・水としても進めたいと思えます。

話は変わりますが、三月二十日に進藤金日子先生への要望活動ということで、サンルール大潟を会場に村内の各団体長等が集まる会がありました。進藤先生から、国営事業が始まって引き続き毎年の予算確保にはしっかりと取り組んでいただくようにと話がありました。また、進藤先生の方でもそ

れをしっかりと支援していくということでありました。

理事長からも新年度の事業内容の話がありましたが、金田先生の協力もいただき予算をしっかりと確保した上で事業を進めていきたいと思っておりますので、皆さんもご理解願います。

意見交換をする中で、改めて秋田県出身の進藤金日子参議院議員はすばらしい人だと感じたところです。地元の課題はもちろんですが、日本の農業の状況、食料を取り巻く世界的な情勢、そうした中でしっかりと食料安全保障を進めていかなければならないという力強いお話でした。そうしたことに基づくと、それぞれの生産現場が何をしなければならぬかという観点からも今農業は大切だという話でした。

七月には選挙がありますので、どうかみなで支えていただければと改めて思っております。皆さんからの協力も願います。

国営事業がいよいよ新年度から本格化していきます。しっかりと事業を推進しながらも、八郎潟干拓で出来た大潟村の農業が今後もしっかり継続できるように取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願います。本日はおめでとうございます。



## 新任あいさつ

秋田県農林水産部

次長 舩谷 雅広

大潟土地改良区の皆様には、日頃より本県農政の推進に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、農林水産部次長を拝命しました。令和元年から昨年度まで農地整備課に在籍した三カ年では、農業農村整備事業等の実施において大変お世話になりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

昨年度はコロナ禍により、どことなく閉塞感の漂う一年でありましたが、大潟土地改良区にとりましては、念願であった国営かんがい排水事業「八郎潟地区」が着手となり、大きな節目の年でありました。改めまして関係各位の事業採択に至るまでの長年の御努力に、心より敬意を表します。

さて、国内外ではコロナ禍やウクライナ情勢など予断を許さない状況にあります。多くの食料を

海外に依存している我が国においては、安全安心で安定した食料確保の重要性が再認識され、本県が農業県としての役割をしっかりと果たしていくことをより一層問われているように感じております。

こうした中、本年度から、農林水産業及び農山漁村の振興に関する県の基本計画である「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」がスタートしました。その中で農業農村整備事業は、収益性の高い複合型生産構造への転換や担い手への農地集積を促進するとともに、スマート農業の推進等を図るために不可欠であることから、引き続き重点施策として進めていくこととしております。一方、国営八郎潟地区は、長年の懸案であった幹線水路の改修とともに、八郎湖の水質保全につながる対策が講じられるほか、事業を契機にタマネギ等の

高収益作物の生産拡大も計画されるなど、干拓事業以来の一大プロジェクトであると考えております。県としましても、国営事業の円滑な推進のため、必要予算を最大限確保できるよう、大潟土地改良区や関係市町村等と連携して全力で取り組んでまいります。また、事業効果が早期に発現されるよう、国営事業の進捗に併せ、附帯する県営事業の実施により小用水路の整備を計画的に進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

大潟土地改良区では、農地耕作条件改善事業の活用によりGNSS自動操舵システムを導入し、水稻の無落水移植栽培の普及を進めており、農作業の効率化や水管理の省力化とともに、八郎湖の水質保全にもつながるものと期待されております。また、多面的機能支

払交付金の活動においては、排水ポンプの負荷軽減や流域治水につながる「田んぼダム」の普及拡大に取り組むなど、SDGsやカーボンニュートラルといった時代の要請に即した取組を全県に先駆けて推進しており、国営事業の実施と相まって、次代を見据えた持続可能な農業農村の実現に向けた取組が進められていくものと受け止めております。

大潟土地改良区の益々の御発展と皆様の御健勝を心から祈念申し上げますとともに、引き続き、皆様方と連携を図りながら、農業農村整備事業を力強く推進してまいりますので、今後とも御支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



## 新任あいさつ

秋田県農林水産部 農地整備課

課長 大山 泰

大潟土地改良区会員の皆様におかれましては、日頃から、農業施策の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。四月

重点的に取り組むこととしており、また、

業用施設を守ることに軸足を置きつつ、ICT化など効率的な営農の展開を見据えた整備など、時勢

要な事業と考えております。このことから、県いたしましたも附帯事業において、綿密な地元調整

より農地整備課長を拝命いたしました。よろしくお願い申し上げます。

ナ侵攻を引き金として、世界的な食料需給における構図の変化が想定され、海外への依存度が大きい

に鑑みながら農業農村整備事業を力強く推進してまいりたいと考えております。

の下、効果的な事業実施を目指してまいります。

す。

我が国においては、食料の安全保障がより大きな命題となつていま

さて、大潟土地改良区の皆様の念願であった国営八郎潟地区が、

しく変わる中、農業農村整備も

県では、この三月に「大変革の時代」新秋田元氣創造プラン」

す。広大な農地を有する本県にお

念願であった国営八郎潟地区が、

ります。現場の声に耳を傾け、き

を策定いたしました。農林水産戦

きましては、生産性の高い農業を

区は平成二十三年度からの地域整

め細かなニーズに可能な限り応え

略では、食料供給力の強化や農山

持続的に展開し、多様な農産物を

備方向検討調査に始まり、十年の

ていくよう努めてまいりますの

漁村の活性化などを四年後の目指

安定的に供給していくことが何よ

調査計画期間を費やし、取入口や

で、大潟土地改良区の皆様におか

す姿として掲げ、農業農村整備分

りも重要と考えております。

幹線用水路等の農業水利施設の改

れまして、引き続き、御指導・

野においては、産地づくりやス

このため、農業生産を支える農

修と併せて、八郎湖の水質改善に

御支援のほどよろしくお願いいた

マート農業を支える基盤整備、中

地等の基盤を将来に確実に引き継

取り組むなど、地域課題の解決や

します。

山間地域における園芸振興などを

ぐべく、整然で機能的なほ場や農

農業農村の発展のため、極めて重

第119回

通常総代会報告

第一一九回通常総代会は令和四年三月二十三日、サンルール大潟で総代九十三名出席（出席四十三名、書面議決行使書五十名）のもとに開会、理事長挨拶に続き、ご来賓の大潟村高橋村長の祝辞をいただいたあと、議長に大潟村の松本正明総代を選任し議事が進められ、提案された議案を原案どおり可決し閉会しました。



議案一覽

- ◎報告議案 第一号 令和三年度一般会計(第二回)補正予算の専決処分について
- ◎議案 第一号 令和二年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作五期地区」に係る事業計画変更(第二回)について
- ◎議案 第二号 令和三年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作六期地区」に係る事業計画変更(第二回)について
- ◎議案 第三号 令和三年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作七期地区」に係る事業計画変更(第一回)について
- ◎議案 第四号 令和三年度水利施設整備事業等「大潟水利二期地区」に係る事業計画変更(第一回)について
- ◎議案 第五号 令和三年度一般会計(第二回)補正予算について
- ◎議案 第六号 令和三年度一般会計の繰越使用について
- ◎議案 第七号 大潟土地改良区国営造成土地改良施設整備事業積立金の管理運用規程廃止について
- ◎議案 第八号 大潟土地改良区国営土地改良施設更新事業積立金の管理運用規程制定について
- ◎議案 第九号 令和四年度事業計画について
- ◎議案 第十号 令和四年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作七期地区」に係る事業計画について
- ◎議案 第十一号 令和四年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作八期地区」に係る事業計画について
- ◎議案 第十二号 令和四年度水利施設整備事業等「大潟水利三期地区」に係る事業計画について
- ◎議案 第十三号 令和四年度役員報酬について
- ◎議案 第十四号 国営かんがい排水事業負担金の賦課徴収について
- ◎議案 第十五号 令和四年度一般会計収支予算について
- ◎議案 第十六号 令和四年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について
- ◎議案 第十七号 令和四年度農地耕作条件改善事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について
- ◎議案 第十八号 令和四年度現金の預入先について



## 令和3年度 一般会計（第2回）補正予算書

### 【収入の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	430,852	430,852		
2	附 帯 事 業 収 入	2,889	2,889		
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補 助 金 等 収 入	822,025	822,025		
5	寄 付 金 収 入	1	1		
6	受 託 料 収 入	1,000	1,000		
7	雑 収 入	3,994	504	3,490	廃材処分代金
8	借 入 金 収 入	2	2		
9	積立金取崩収入	3	3		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰 越 金	83,890	83,890		
収 入 合 計		1,344,658	1,341,168	3,490	

### 【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業費	974,820	974,820		
2	一 般 管 理 費	110,822	110,795	27	自賠償保険料、自動車重量税
3	負 担 金	208,287	208,287		
4	業 務 受 託 費	1,000	1,000		
5	そ の 他 の 支 出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	4,146	1,215	2,931	公用車・図面複写機
8	積立金繰出支出	35,580	35,048	532	廃材処分の残金
9	予 備 費	10,000	10,000		
支 出 合 計		1,344,658	1,341,168	3,490	

## 令和3年度 一般会計（第3回）補正予算書

### 【収入の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	428,924	430,852	△ 1,928	業者施工依頼者負担金確定に伴う減
2	附 帯 事 業 収 入	2,889	2,889		
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補 助 金 等 収 入	822,025	822,025		
5	寄 付 金 収 入	1	1		
6	受 託 料 収 入	1,000	1,000		
7	雑 収 入	3,994	3,994		
8	借 入 金 収 入	2	2		
9	積立金取崩収入	3	3		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰 越 金	83,890	83,890		
収 入 合 計		1,342,730	1,344,658	△ 1,928	

### 【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業費	972,892	974,820	△ 1,928	業者施工依頼者負担金確定に伴う減
2	一 般 管 理 費	110,822	110,822		
3	負 担 金	210,219	208,287	1,932	八郎潟基幹事業費増など
4	業 務 受 託 費	1,000	1,000		
5	そ の 他 の 支 出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	4,146	4,146		
8	積立金繰出支出	35,580	35,580		
9	予 備 費	8,068	10,000	△ 1,932	3款負担金へ
支 出 合 計		1,342,730	1,344,658	△ 1,928	

令和4年3月23日開催第119回通常総代会において、規程の制定などを行いました。  
内容は次のとおりです。

## 制定 大潟土地改良区国営土地改良施設更新事業積立金の管理運用規程

### 第1条

大潟土地改良区は、国営かんがい排水事業（以下「事業」という。）を効率的かつ計画的に推進するにあたり健全な財政運営に資するため、国営土地改良施設更新事業積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

### 第2条（積立金）

積立金は、総代会において事業に係る地元負担金額の範囲で一般会計で承認された額及びこの積立金から生ずる利子収入を充てる。

### 第3条（管理）

積立金は、他の科目と明瞭に区分して管理しなければならない。

### 第4条（積立金の処分）

積立金は、総代会の承認を経て処分するものとする。

- 前項の承認後に緊急やむを得ない事由により、承認にかかる事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合に理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

### 第5条（委託）

この規程に定めるものを除くほか、積立金の管理に関し必要な事項は理事長が別に定める。

## 廃止 大潟土地改良区国営造成土地改良施設整備事業積立金の管理運用規程

## 賦課金徴収状況

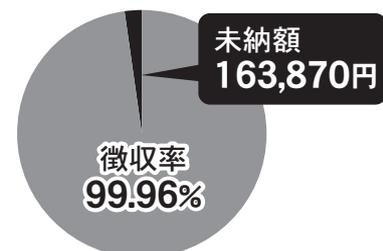
（令和4年3月31日現在）

皆様のご協力により賦課金は令和2年度まですべて納入されておりますが、令和3年度の賦課金163,870円が下図のとおり滞っております。

未収賦課金には納期限の翌日から延滞金（年14.5%）が発生します。早期完納にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

令和3年度

一般会計 調定額  
428,702,877円



令和四年度

運営並びに事業計画

1 運営関係

- ① 事務運営については迅速かつ適切な対応に心がけ、組合員の利便性向上に努める。
- ② 施設の適正な維持管理を行うとともに、機能保全に向けた補助事業の活用を努める。
- ③ 国営「八郎潟地区」について関係機関と連携を図り、事業推進を図る。
- ④ 水利施設管理強化事業（旧・国営造成施設管理体制整備促進事業）の円滑な推進を図る。
- ⑤ 県営事業で実施できなかった「小規模な道路横断排水管」について調査を進める。
- ⑥ 団体営・水利施設整備事業により、「農業用排水施設」の整備促進を図る。
- ⑦ 団体営・農地耕作条件改善事業等（定額・定率助成）により、暗渠排水と区画拡大等の整備促進を図る。

進を図る。

- ⑧ 八郎湖の水質保全について、関係機関と連携し推進する。
- ⑨ 災害危機管理、並びに災害発生時は迅速に対応する。また大雨や雪解け時の緊急排水について、関係機関と連携を密にし万全を図る。

2 事業関係

- ⑩ 多面的機能支払交付金事業については、技術協力などに努める。
- ⑪ 未収賦課金の解消に万全を期す。
- ⑫ その他課題解決のため鋭意努力する。
- ① 土地改良施設の維持管理を適正かつ公正に実施する。
- ② 国営事業関連施設については、東北農政局八郎潟農業水利事業所と連携を図り、調査に基づく補修を適時実施し、不測の事態

3 維持管理事業における令和四年度主要計画

- の回避を図る。
- ③ 工事について効率的な執行に努める。
- ④ 異常気象時における緊急対策に万全を期す。
- ⑤ 補修所要量とその処理
  - (1) 要望を取りまとめ、管理委員会に諮問し、現地調査を行い公正かつ適切に補修を実施する。
  - (2) 緊急を要するものについては速やかに対策を講じる。
- 一、 用水取入口
  - (管理施設規模十九ヶ所)
    - かんがい期は水管理人を配置し円滑な管理を行うとともに、取水機器の点検整備並びにサイフォン管等の維持保全を行い、用水の安定供給を図る。
    - ① 取水口機器点検 一式
    - ② 取水口整備 一式
    - ③ 安全施設補修 一式
    - ④ 取水口保全 一式
- 二、 幹線水路
  - (管理施設規模九三・七km)
    - 鋼製コルゲートフリーウム水路等については、調査監視に努め、重大事故が発生しないよう補修を行い、機能維持を図る。また小用水路取入ゲート、かんがい施設の整備を行い用水の円滑な配水に努める。
    - ① ゲート補修 一式
    - ② 用水路補修 一式
    - ③ 金物他補修 一式
    - ④ 通水前その他補修 一式
- 三、 小用水路
  - (管理施設規模四五〇・三km)
    - 国庫補助事業を積極的に活用し、整備促進を図る。また進入路、分水口、放水口の補修を適切に行い、用水の円滑な供給と施設利用に努める。目地補修については、資材提供により関係組合員による補修を実施しており、本年度も継続する。
    - ① 小用水路布設替 一式
    - ② 水路付帯施設補修 一式
    - ③ 支給用目地材 一式
    - ④ 通水前その他補修 一式
- 四、 支線排水路
  - (管理施設規模一〇八・六km)
    - 泥上掘削機等による排水路整備を行い、機能保全を図る。また緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全並びに営農に支障の生じないよう対応する。
    - ① 水路整備 一式
    - ② 横断管補修 一式
- ③ 通水前その他補修 一式
- ④ 雑木処理 一式
- 五、 小排水路
  - (管理施設規模五二〇・七km)
    - 泥上掘削機・バックホウ等による排水路整備を行い、機能保全を図る。また緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全並びに営農に支障が生じないよう対応する。
    - ① 水路整備 一式
    - ② 横断管補修 一式
    - ③ 通水前その他補修 一式
    - ④ 雑木処理 一式
- 六、 農道
  - (管理施設規模四三三・七km)
    - 農道走行等の安全性、農作業の利便性を考慮し、草刈等の措置を講じる。
    - ① 堤防等農道入口除草 一式
    - ② 通水前その他補修 一式
- 七、 用水管理
  - 水管理人八名を雇用し、用水の円滑な配水に万全を期す。また幹線水路敷地等の草刈を行い、施設の保全と環境整備を図る。
  - ① 水管理人雇用 八名
  - ② 水路沿い草刈 一式
  - ③ 施設整備 一式
- 八、 調査
  - 調査測量等を引き続き行う。
  - ① 調査測量 一式

## 令和4年度 一般会計収支予算書

### 【収入の部】

単位(千円)

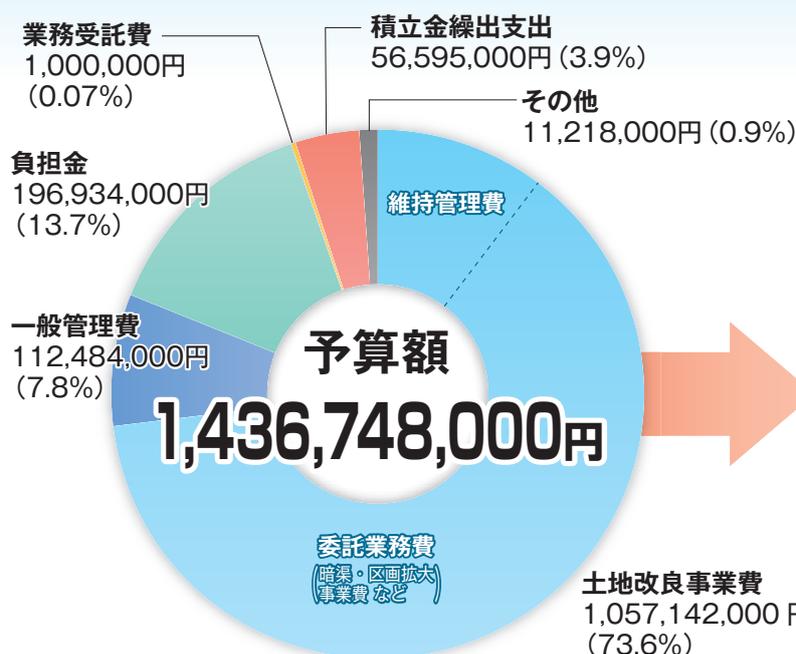
款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	457,029	428,924	28,105	経常賦課金、県営事業分担金など
2	附 帯 事 業 収 入	41,769	2,889	38,880	使用料
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補 助 金 等 収 入	861,645	822,025	39,620	暗渠・区画拡大補助金など
5	寄 付 金 収 入	1	1		
6	受 託 料 収 入	1,000	1,000		国営造成施設管理体制整備促進事業(計画推進事業)
7	雑 収 入	394	3,994	△ 3,600	預金利子など
8	借 入 金 収 入	2	2		
9	積立金取崩収入	3	3		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰 越 金	74,903	83,890	△ 8,987	
収 入 合 計		1,436,748	1,342,730	94,018	

### 【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1	土地改良事業費	1,057,142	972,892	84,250	維持管理費、暗渠・区画拡大事業費
2	一 般 管 理 費	112,484	110,822	1,662	事務費など
3	負 担 金	196,934	210,219	△ 13,285	県営事業分担金
4	業 務 受 託 費	1,000	1,000		国営造成施設管理体制整備促進事業(計画推進事業)
5	そ の 他 の 支 出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	2,590	4,146	△ 1,556	6連ディスクモア、ハンマーモア、パソコン
8	積立金繰出支出	56,595	35,580	21,015	財政調整積立金繰出など
9	予 備 費	10,000	8,068	1,932	
支 出 合 計		1,436,748	1,342,730	94,018	

## 一般会計 性質別支出予算の状況



### 土地改良事業費の内訳

維持管理費	
1. 用水取入口	12,277,000円
2. 幹線用水路	26,300,000円
3. 小用水路	58,750,000円
4. 支線排水路	9,514,000円
5. 小排水路	31,488,000円
6. 農 道	1,007,000円
7. 用水管理	27,512,000円
8. 調 査	1,354,000円
小 計	168,202,000円
委託業務費	
1. 委 託 費	1,000円
2. 農業基盤整備促進事業等委託費(暗渠・区画拡大事業費など)	870,739,000円
3. 水利施設整備事業負担金	18,200,000円
小 計	888,940,000円
合 計	1,057,142,000円

令和3年度

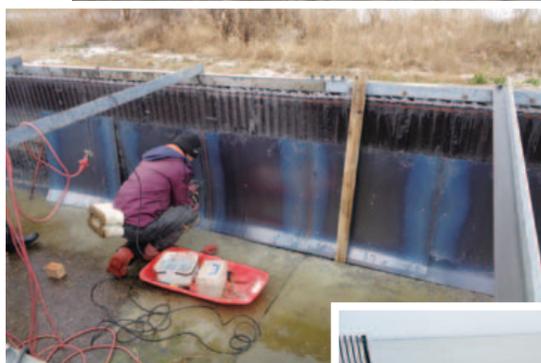
# 維持管理事業報告

## 4 支線排水路 予算額 (10,264,000円)

水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1 式
堤防キャッチ整備	1 式
雑木処理	2 箇所
横断管部ゴミ撤去	1 箇所
通水前補修	1 箇所
用水路他小補修	3 箇所
緊急補修	1 式

## 5 小排水路 予算額 (16,014,000円)

排水路整備 (補修掘)	34路線
水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1 式
用水路他小補修	1 箇所
緊急補修	1 式
雑木処理	6 箇所
暗渠排水に係る構造物孔開け補修	1 式
その他	1 式



## 1 用水取入口 予算額 (8,528,000円)

用水取入機場器点検作業	19取水口
呼水準備作業	19取水口
取水口機器点検整備	1 式
開度計シンクロ受発信器更新	1 取水口
東部側取水口流量調節弁点検作業	12取水口
取水口保全費	1 式
統一鍵交換作業	15取水口

## 2 幹線用水路 予算額 (30,050,000円)

漏水・施設補修	101箇所
金物関係補修	38箇所
水路内清掃	10路線
通水前補修	12箇所
用水路他小補修	12箇所
緊急補修	1 式
幹線用水路締切作業	1 式
幹線用水路下暗渠排水横断作業	1 式

## 3 小用水路 予算額 (74,709,000円)

用水路布設替工事 (発注)	13路線
用水路付帯施設補修	15箇所
組合員支給用目地材購入	1 式
通水前補修	85箇所
用水路他小補修	68箇所
緊急補修	1 式
I L型フリューム購入	1 式



**7 用水管理** 予算額 (25,712,000円)

かんがい用水の管理人雇用	8名
水路沿草刈作業(総合中心地内幹線用水路)	2回刈
水路沿草刈作業(幹線用水路全線)	2回刈
草刈に係る施設整備	8路線
通水障害物処理	1式
その他	1式

**6 農道** 予算額 (4,807,000円)

農道隣接敷草刈	12路線
堤防農道入口部草刈	78箇所
農道・管理道路碎石補修	8路線
通水前補修	2箇所
緊急補修	1式



**8 調査** 予算額 (1,310,000円)

用水路測量作業	1式
排水路調査	1式
その他	1式

**令和4年度 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法**

**第1 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期**

会計区分	科目	賦課基準			期別納付額		賦課期日		徴収期日	
		種目	地目	10a当たり	1期	2期	1期	2期	1期	2期
一般会計	経常賦課金	経常賦課金	農地	円 2,209	円 1,105	円 1,104	7月1日	11月1日	8月1日	11月30日
	特別賦課金	県営事業分担金	農地	円 1,408	円 461	円 947	7月1日	11月1日	8月1日	11月30日
	特別賦課金	国営かんがい排水事業負担金	農地	円 241	円 121	円 120	7月1日	11月1日	8月1日	11月30日

**第2 徴収方法**

1. 本土地改良区において直接徴収を行う
2. 下記金融機関と委託契約に基づき徴収を行う  
記

大潟村農業協同組合  
秋田なまはげ農業協同組合若美支店  
あきた湖東農業協同組合八郎潟支所  
秋田やまもと農業協同組合本店

秋田銀行大潟支店  
秋田信用金庫船越支店  
羽後信用金庫八竜支店  
秋田銀行鹿渡支店  
北都銀行三種支店

**令和4年度 農業基盤整備促進事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法**

**賦課額** 事業の施工に係る土地について、土地毎の事業費(区画拡大、暗渠排水等)に係る建設業者請負額から補助金を差し引いた額を賦課する。

**賦課期日** 令和4年 **11月1日**

**徴収期日** 令和4年 **11月30日**

- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 令和3年度排水路関係の補改修要望に係る管理委員会からの答申
- 報告案件第5号 令和3年度維持管理費の執行状況
- 報告案件第6号 補改修工事の検査結果
- 案件第1号 令和3年度一般会計（第2回）補正予算の専決処分
- 案件第2号 令和3年度すべり補修（第3回）
- 案件第3号 令和3年度湧水処理試験工事（第3回）
- 案件第4号 農業基盤整備促進事業等に係る土地改良事業団体連合会への業務委託契約（変更）
- 案件第5号 国営事業地元負担金（仮称：国営事業負担金）の賦課徴収及び管理方法
- 案件第6号 令和4年度一般会計予算の考え方
- 案件第7号 大潟村への要望
- 案件第8号 農地耕作条件改善事業大潟耕作7期地区（スマート農業）の契約
- 案件第9号 大潟村4団体連絡協議会及び大潟土地改良区合同水系委員会開催

### 第11回理事会案件 令和4年1月28日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 賦課金徴収状況
- 報告案件第4号 令和3年度一般会計執行状況及び決算見込み
- 報告案件第5号 令和3年度維持管理費執行状況及び使途予定
- 案件第1号 大潟土地改良区国営造成土地改良施設整備事業積立金の管理運用規程廃止
- 案件第2号 大潟土地改良区国営土地改良施設更新事業積立金の管理運用規程制定
- 案件第3号 大潟土地改良区無線局管理規程廃止
- 案件第4号 大潟土地改良区処務細則の一部改正
- 案件第5号 令和4年度役員報酬
- 案件第6号 令和4年度一般会計予算

## 令和3年度

# 理事会報告

（第8回以降）

### 第9回理事会案件 令和3年12月2日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 国営八郎潟土地改良事業（農業用排水）の実施に伴う管理委託財産に関する協定締結結果
- 報告案件第4号 水利施設等保全高度化事業（実施計画策定事業）採択申請結果
- 報告案件第5号 令和3年度水質調査（8月、10月）結果
- 報告案件第6号 農地耕作条件改善事業（スマート農業導入推進型）採択申請結果
- 案件第1号 土地改良法第132条第1項の規定に基づく検査指摘に対する回答
- 案件第2号 大潟土地改良区職員給与規程の一部改正
- 案件第3号 廃材品売却代金の扱い
- 案件第4号 役員研修
- 案件第5号 令和4年度水管理体制
- 案件第6号 令和4年度一般会計予算の考え方

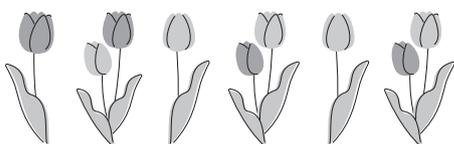
### 第10回理事会案件 令和3年12月28日

- 報告案件第1号 業務概要





- 案 件第16号 令和4年度一般会計収支予算
- 案 件第17号 令和4年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案 件第18号 令和4年度農地耕作条件改善事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案 件第19号 令和4年度現金の預入先
- 案 件第20号 第119回通常総代会の開催日時と提出議案
- 案 件第21号 令和4年度配水計画
- 案 件第22号 令和4年度大潟耕作7期地区（スマート農業導入推進型）における自動操舵システムの購入（案）
- 案 件第23号 令和4年度定額助成（区画拡大・暗渠排水）に係る農業者施工説明
- 案 件第24号 農地集積に係る意向調査（中央増反地方口地区B2・B3水系）
- 案 件第25号 国営附帯県営事業（八郎潟第一地区）に係る仮同意
- 案 件第26号 令和4年度嘱託職員及び臨時職員の雇用
- 案 件第27号 令和3年度第2回大潟地区管理体制整備推進協議会の開催
- 案 件第28号 令和4年度役員研修
- 案 件第29号 管理施設用地に係る他目的使用契約の締結
- 案 件第30号 土地改良施設用地の一時使用
- 案 件第31号 方上地区利活用に関する要望書



- 案 件第7号 令和3年度補改修要望に係る理事会検討事項（排水路関連）
- 追加案件第8号 令和3年度中間監査報告書

第12回理事会案件 令和4年2月25日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 令和3年度維持管理費執行状況及び使途予定
- 案 件第1号 令和3年度中間監査結果に対する回答
- 案 件第2号 令和3年度一般会計（第3回）補正予算
- 案 件第3号 令和3年度一般会計の繰越使用
- 案 件第4号 令和3年度小用水路布設替その他工事の変更
- 案 件第5号 令和3年度取水口の呼水準備作業
- 案 件第6号 令和2年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作5期地区」に係る事業計画変更（第2回）
- 案 件第7号 令和3年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作6期地区」に係る事業計画変更（第2回）
- 案 件第8号 令和3年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作7期地区」に係る事業計画変更（第1回）
- 案 件第9号 令和3年度水利施設整備事業等「大潟水利2期地区」に係る事業計画変更（第1回）
- 案 件第10号 令和4年度事務体制
- 案 件第11号 令和4年度事業計画
- 案 件第12号 令和4年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作7期地区」に係る事業計画
- 案 件第13号 令和4年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作8期地区」に係る事業計画
- 案 件第14号 令和4年度水利施設整備事業等「大潟水利3期地区」に係る事業計画
- 案 件第15号 国営かんがい排水事業負担金の賦課徴収

# 令和4年度 配水計画について

理事会において、次のとおり配水計画を策定しましたのでお知らせします。

取水口の位置	期 間 等	最大取水量 $m^3/s$		
		しろかき期 5月1日から 5月15日まで	かんがい期 5月16日から 9月10日まで	非かんがい期 9月11日から 4月30日まで
西部承水路左岸	H 2	2.139	1.863	0.300
西部承水路左岸	H 1	3.096	2.695	0.300
西部承水路左岸	A 1	6.300	5.486	3.000
西部承水路左岸	A 2	0.259	0.226	0.100
西部承水路左岸	B 1	1.683	1.466	0.300
西部承水路左岸	B 2	4.748	4.134	0.300
西部承水路左岸	B 3	0.360	0.314	0.100
小 計		18.585	16.184	4.400
馬場目川右岸（調整池）	G 2	1.368	1.190	0.300
馬場目川右岸（調整池）	G 1	0.652	0.568	0.300
馬場目川右岸（調整池）	F 2	3.037	2.645	0.300
馬場目川右岸（調整池）	F 1	3.216	2.801	0.300
小 計		8.273	7.204	1.200
三種川右岸（東部承水路）	E 2	1.508	1.313	0.300
三種川右岸（東部承水路）	E 1	2.570	2.238	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D 2	2.407	2.096	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D 1	1.926	1.678	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 2	0.800	0.696	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 1 - 3	0.983	0.857	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 1 - 2	0.453	0.394	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 1 - 1	2.150	1.873	0.300
小 計		12.797	11.145	2.400
計		39.655	34.533	8.000
しろかき期及びかんがい期間年間総取水量		35,195万 $m^3$		

- 各用水取入口における最大取水量及び取水期間は水利権に基づき上記のとおりとする。
- 配水期間は、「令和4年4月25日～令和4年9月20日」とする。

## 手続きのお願い

組合員の資格等に変更があった場合、届出が必要です。(組合員資格得喪通知書の届出)

### ◆農地の移動（売買、賃貸借、交換等）があった場合

### ◆生前一括贈与又は死亡により名義変更した場合

※死亡により名義変更をされた方で、その後、相続（所有権者）が別の方に変更となった場合は、再度届出が必要となります。

### ◆農業者年金等により経営移譲した場合

※親から子へ名義変更をされた方で、その後、親の死亡等により子が所有権者となった場合は、再度届出が必要となります。

### ◆住所が変わった場合

### ◆名義が変わった場合

資格を取得し又は喪失した場合は農業委員会の許可を経て速やかに土地改良区に届出してください。

## 水の事故に 注意を!!

今年も**4月25日**から通水を開始しました。用水路はたくさんの水が早く流れ、危険な状態になります。また、排水路の水位も上昇します。

水難事故等のないようお互いに最善の注意をはらいましょう。

## 大雨警報・注意報の発令及び緊急時には、原則として通水を停止します。

2018年5月の集中豪雨では、田植え時期にもかかわらず通水を停止しました。

幹線排水路が越水したために落水が出来ないほ場もありました。

そのため天気が回復しても、幹線排水路水位により通水出来ない場合があります。

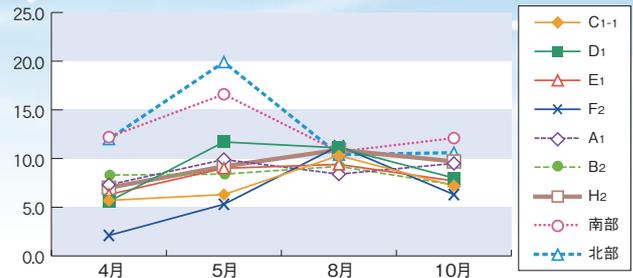
詳細や疑問点につきましては**大潟土地改良区事業課（45-2523）**へ確認して下さい。

# 令和3年度 水質調査結果

## COD (化学的酸素要求量)

農業用水水質基準(水稲)  
6 mg/L 以下

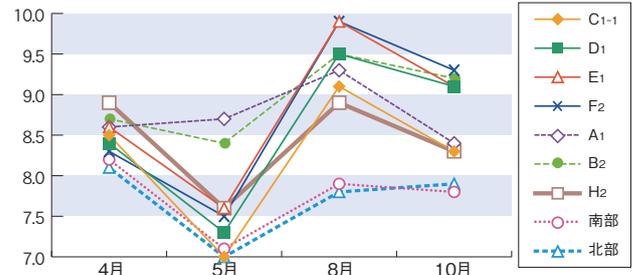
	4月	5月	8月	10月
C1-1	5.7	6.3	10.3	7.2
D1	5.6	11.7	11.1	8.0
E1	6.3	9.0	9.4	7.7
F2	2.1	5.3	11.3	6.3
A1	7.3	9.9	8.4	9.5
B2	8.3	8.4	9.2	7.3
H2	7.0	9.2	10.9	9.7
南部	12.2	16.6	10.7	12.1
北部	12.0	19.9	10.4	10.6



## pH (水素イオン濃度)

農業用水水質基準(水稲)  
6.0 ~ 7.5

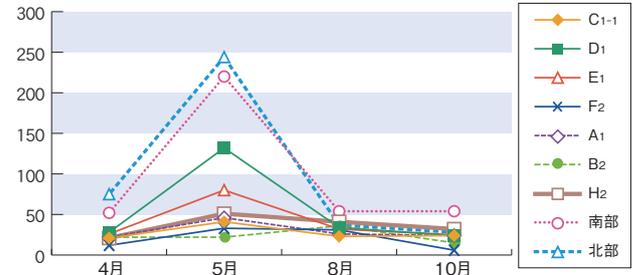
	4月	5月	8月	10月
C1-1	8.5	7.0	9.1	8.3
D1	8.4	7.3	9.5	9.1
E1	8.6	7.6	9.9	9.1
F2	8.3	7.5	9.9	9.3
A1	8.6	8.7	9.3	8.4
B2	8.7	8.4	9.5	9.2
H2	8.9	7.6	8.9	8.3
南部	8.2	7.1	7.9	7.8
北部	8.1	7.0	7.8	7.9



## SS (無機浮遊物質)

農業用水水質基準(水稲)  
100 mg/L 以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	21	41	23	24
D1	28	132	34	24
E1	26	80	32	25
F2	12	33	31	6
A1	22	46	26	24
B2	22	22	36	15
H2	21	51	41	32
南部	52	220	54	54
北部	75	244	37	28



土地改良区は毎年①COD (化学的酸素要求量) ②pH (水素イオン濃度) ③BOD (生物化学的酸素要求量) ④SS (無機浮遊物質) ⑤DO (溶存酸素量) ⑥EC (電気伝導度) ⑦T-N (全窒素濃度) ⑧T-P (全リン濃度) 以上8項目の水質調査を行っておりますが、紙面の都合上農業用水の水質基準となるCOD、pH、SSの3項目を掲載しております。

なお、詳しくお知りになりたい場合は、事務所までお問い合わせください。

コメント (秋田県立大学 生物資源科学部 アグリビジネス学科 近藤 正 准教授)

### 4月

特徴：1月の降雪量が多く大雪が心配されたが3月の降水量は少なく、降雪期間の降雪量および降水量としては平年並みが確保された年となった。また3月の月平均気温は過去最高となった。今回の観測値は湖水部の貯水量の上昇管理時で、灌漑期直前の観測結果となる。河川からの雪解け時の水源供給で、湖水域のCODは昨年より大幅に低下していた。BOD、ECは調整池に面するF2では昨年より低くC1-1から西部承水路域では昨年よりやや高めとなった。秋の流動化操作による北部排水機場排水の左回りの移流が影響したこと、東部承水路から調整池にかけては雪解け水による希釈効果が効いた形となったものと思われる。T-N値は例年ではこの時期、もう0.3mg/L程度低下するところであるが、全体的に1.0前後とやや高い濃度を示していた。T-P値は例年並に低い値となっていた。

時期、西部承水路へ供給され、A1やH1で排水濃度に近いEC値になったものと思われる。干拓地排水は降雨直後でも田植え期にあたり田植え前の落水がSS濃度などの上昇を招いたかたちとなっていた。

### 8月

特徴：今年も全地点で、COD、T-Nの2項目が農業用水基準を大幅に超過した。ECはE、Fで基準値30以下となったが、他は30mS/mを超えた。7月中旬以降の降水量が少なく、湖内の水の動きは北部排水機場からの排水が南下し、やや高濃度の三種川からの流入水と浅内幹線排水路排水が西部承水路へ取水されECなどの上昇につながった可能性がある。アオコは今年も全地点、かなり高濃度で発生しており、東部承水路及び調整池域(D,E,F)のBODやT-Nの高濃度、DOの過飽和状態はアオコの影響と思われる。

### 5月

特徴：5月16日から17日にかけて計80mmのまとまった降雨が八郎湖流域全域であり、河川からの流出や干拓地排水の増水が代掻き田植え期と重なったことで、八郎湖全域が粘土粒子などで懸濁した後の測定となった点が例年と異なる点であった。全体にSS、CODが高く、BOD、ECが低めとなり(特に干拓地排水ではECが低くなって)、降雨流出の影響が現れたかたちとなった。北部排水機場からの排水は南方方向に流下したことからD1のCOD、EC、T-N、SSなどは北部排水の濃度に近い。南部排水機場からの排水は、この

### 10月

特徴：8月下旬にやまとまった雨と濁りを伴う河川流出があり、また9月にも10mmを超える降水が度々あり、秋季のアオコ発生はかなり抑制されたと思われる。EC、T-N、T-P、COD値は昨年より高めとなったが、去年は9月のまとまった雨による湖水の流動による濃度低下があったものと思われたが、今年全体としては例年程度のレベルにあり、高濃度で推移していた。特にEC値は去年の2倍程度の値を示す地点が多く、夏季の降水量の少なさは水質濃度の上昇にダイレクトに影響している形となった。

# 令和4年度事業の紹介

## 1 国営かんがい排水事業「八郎潟地区」

### 目的

本地区においては、取水口及び用排水路の改修等を行い、農業用水の安定供給、排水機能の維持、施設の維持管理の費用と労力の軽減、湛水被害の軽減及び八郎湖の水質保全を図ります。

- 幹線用水路の改修 …… パイプラインにより余剰水を減らし八郎湖への排水も減らします。
- 排水路の拡幅 …… 雨水の貯留効果を増加させ、水田の湛水被害を少なくします。

### 事業概要

#### ① 工事計画

工種名	数量	工事内容
取入口	5箇所 (C1-1, D1, D2, F1, F2)	改修
幹線用水路	93.6km (全線)	改修
幹線排水路等	11.1km (中央幹線排水路等)	改修
水管理施設	1式	新設

#### ② 事業費 (令和元年度単価)

事業費488億円、負担対象事業費422億円

#### ③ 予定工期

令和3年度～令和24年度 (施設機能監視機関3年含む)

#### ④ 負担割合

国66.66%、県24.67%、村6.00%、農家2.67%

#### ⑤ 償還方法

農家負担1,133百万円 ÷ 耐用年数40年 ÷ 11,764.8ha = 241円/10a を「国営かんがい排水事業負担金」として賦課し、「国営土地改良施設更新事業引当積立金」として積み立てし、賦課金の平準化を図ります。

#### ⑥ 令和4年度工事 (予定)

A1-4幹線用水路 L=800m (管水路)



## 2 県営実施計画策定事業「八郎潟第一地区」

### 事業概要

幹線用水路A1-1、A1-3、A1-4ブロックの小用水路の施設計画策定を申請しています。

## 3 団体営事業 (事業主体：大潟土地改良区)

事業名	地区名	事業量
農地耕作条件改善事業等	大潟耕作7期地区	基地局2基、自動操舵システム51機
農地耕作条件改善事業等	大潟耕作8期地区	区画拡大20ha、暗渠排水379ha
水利施設整備事業等	大潟水利3期地区	小用水路 L=2,500m

# 土地改良施設の禁止事項について

大潟土地改良区施設管理規程において、次の事項については施設の維持保全上**禁止**されております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



## 用水取入口

- 無断操作、無断使用



## 幹線用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- チェックゲート等の無断操作
- かんがい計画に基づかない取水行為



## 小用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土
- ほ場進入路以外からの進入
- オーバーフローの原因行為
- かんがい計画に基づかない取水行為



## 支線排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



## 小排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



## 農道

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 無断採土 ● 重車輛の通行



## ～国営八郎潟農業水利事業所だより～

令和4年5月

### 事業の進捗等について

国営八郎潟農業水利事業の進捗状況等について、今後、土地改良区広報の発行と併せて定期的に投稿させていただきます。

#### ◆令和3年度

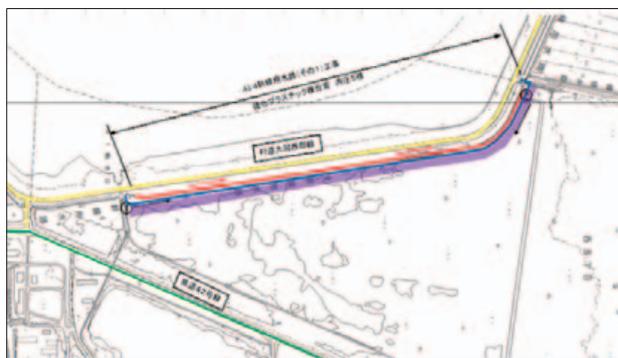
令和3年度は「E1支線排水路沈砂池設置工事」を発注して工事に着手しました。また、令和5年度以降に工事の実施を予定している「F2幹線用水路」の測量設計業務を行いました。

また、「E1支線排水路沈砂池設置工事」は融雪水に伴い支線排水路の排水量が増えたことなどから、令和4年3月末で工事を一旦休止して、令和4年9月以降に再開することとしています。

なお、工事の再開にあたっては、水稻の収穫作業など営農の支障とならないよう努めます。

#### ◆令和4年度

令和4年度は「A1-4幹線用水路」のパイプライン化工事に着手します。「A1-4幹線用水路」は全線で3.3kmのうち、今年度はA1用水取入口の始点部付近から約800mほど施工する予定にしております。また、現地での工事は10月から翌年2月まで実施する予定です。工事の実施に伴い、西部承水路沿いの村道大潟西部線及び付近の道路において、重機等の通行等でご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。また、測量・設計に係る作業も引き続き進めていきます。



A1-4幹線用水路施工予定位置図



大潟草原鳥獣保護区

今年度施工するエリアは、大潟草原鳥獣保護区に指定されており、オオセッカやコジュリンなど希少な草原性鳥類の繁殖地となっており、また、水辺は多くの渡りのカモ類などが利用する中継地になっています。

そのため工事に当たっては、オオセッカなどの繁殖時期を避けるとともに、冬期間は渡りのカモ類に悪影響を与えないよう、朝夕の日出時日没時には重機を使った工事を控えるなど、鳥類の生息に配慮して施工していきます。

### 東北農政局八郎潟農業水利事業所の紹介



国営八郎潟農業水利事業所は旧秋田県農業研修センター2階に昨年7月1日開設しました。

令和4年4月からは、職員が4名増えて、臨時職員2名を含め、15名体制で事業推進に努めて参ります。職員の出身県は、秋田県(9)、青森県(1)、岩手県(1)、宮城県(2)、山形県(1)、群馬県(1)となります。引き続きよろしくお願ひいたします。

住所：秋田県南秋田郡大潟村東1番地1

電話：0185-47-7667

【東北農政局八郎潟農業水利事業所編集部作成】

## 土地改良施設内での野焼き（もみ殻焼き）禁止！！

「経費は **原因者に請求** します」

土地改良施設である支線排水路付近での野焼き（もみ殻焼き）は、埋設管（放水管）に火が燃え移ることにより、管上の農道等の陥没を引き起こすなど重大な事故へ繋がる**危険な行為**です。

前号でも掲載しましたが、理事会における検討の結果、令和4年度以降は、「**復旧工事に要する経費（1カ所約30万円）は原因者に請求**」することとなりましたので、土地改良施設内での野焼き（もみ殻焼き）は絶対に行わないでください！！

また、野焼きを見かけたら消防、警察及び土地改良区へご一報ください。



野焼きにより焼失した埋設管

## 進藤金日子参議院議員との意見交換会を開催

令和4年3月20日、土地改良区は進藤金日子参議院議員をお招きし、意見交換会と講演会をサンルーラル大潟において開催しました。

土地改良区役員のほか、大潟村長、大潟村議会議長、大潟村農業委員会会長、J A大潟村組合長などが参加した意見交換は、各団体長が述べた要望に対し進藤先生が回答する形式で行い、その後、国政報告と併せ講演をいただきました。

現場が抱える様々な課題や要望を国に伝えそれを形にするには、土地改良の代表として引き続き「進藤先生を国政の場に送り出す」ことが重要であると参加者全員で改めて確認したところでした。

最後は、コロナ禍ということから、畑瀬総務委員長一人がガンバローコールを響かせ、来る参議院議員選挙の必勝を誓いました。



## 職員採用試験を実施します

土地改良区では職員採用試験を実施します。詳細については後日ホームページ等に掲載する予定ですが、総務課まで問い合わせただければ説明いたします。

### 編集後記



今年の冬は降雪量も多く寒い冬でしたが、ようやく桜も咲き春の農作業も本番になりました。事故のないよう組合員の皆さまお気をつけください。

災害や異常気象の多い近年ですが、平穏な一年になるよう願っております。